

会報

香美郡民主商工会(発行)
 香美市土佐山田町宝町4丁目2-14
 TEL・5224031 FAX・5224877

緊急小口資金 受付は9月末まで

新型コロナウイルス第7波の影響で、「お客さんがもどってこない」「家族がコロナに感染、その後自分も感染し仕事ができず収入が…」といった声が内外から寄せられています。各種給付金が打ち切られ(雇用調整助成金の特例措置は11月末まで延長)、公的な支援がない状況がうかがえます。

そんな中、地域の社会福祉協議会が受付窓口になつている緊急小口資金の貸し付け申請がまだ可能で

期限が9月末までなので申請される方はお早め!! 貸付対象は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯です。貸付金額は原則一世帯につき一回限り10万円以内。ただし次の(1)~(6)など特に必要と認められる場合は、一世帯につき一回限り20万円以内です。

(1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき

- (2) 世帯員に要介護者がいるとき
- (3) 世帯員が4人以上いるとき
- (4) 世帯員に①または②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
- ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子
- ② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子
- (5) 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- (6) (1)~(5)までに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき

据置期間は、貸付の日から1年以内で、返済は据置期間終了後2年以内、無利子、無保証人となります。

すでに緊急小口資金の貸付を受けていても総合支援資金の初回貸付を受け

けていない方は9月末まで申込みが可能です。なお、これらの制度はあくまで貸付です。据置期間終了後返済の必要があります。

ただし、返済時に借受人と世帯主が住民税非課税であれば免除申請が可能です。据置期間が終了する方には、免除申請のお知らせが届きます。

免除希望の方は、申請を忘れなく。

免除の対象とならない住民税課税または所得割が発生している世帯の方で、返済が困難な方は、地域社協さんに相談しましょう。



民商としても、返済しなくてもできないケースについては県社協さんと

税金・記帳・分納相談・融資・労働保険・建設業許可等どんなことでもまわりの人に「そりゃあ民商へ1回相談に行つてみいや」の声かけを!!



今週の商工新聞

3回

世界296の国と地域

消費税減税

9月13日(火)は「県下事務局交流会」参加のため事務局不在になります。ご不便をおかけしますが、たくさん勉強してきますのでご容赦ください。事務所は、理事の安丸さんがお留守番してくれます!

懇談するなど、対応していきますのでお困りの方は、事務局までご相談ください!!